

犬を飼うとき

飼い主の義務

- ①現在居住している市区町村に**飼い犬の登録**をすること
- ②飼い犬に年一回の**狂犬病予防注射**を受けさせること
- ③犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること
 - ・法令の定めにより、生後91日以上経過したら登録と狂犬病予防注射が必要です。
 - ・病院等で注射を受けたら役場町民課または税務課で注射済票の交付を受けましょう。
 - ・犬の死亡・転居・他人に譲渡等のように登録事項に変更が生じた場合は、必ず役場町民課または税務課で変更の手続きをして下さい。

飼い主のマナーを守りましょう

- ・散歩の際には、ビニール袋、スコップなどを携帯し、必ず**フンの後始末**をしましょう。
- (犬のフンを放置することは、軽犯罪法に違反する行為です!)

人も犬も気持ちよく暮らせる社会にしましょう!

【お問い合わせ】

町民課
有線31-5107 電話54-2510

《協会けんぽ加入の被扶養者の皆さまが受診できる健診》

- 40歳～74歳の被扶養者の皆様が受診できる健診は、協会けんぽの特定健康診査です。
- 協会けんぽの特定健康診査は**協会けんぽから費用補助があります。**
- ※島根県内の健診機関の場合、自己負担額は0円～1,871円です。(消費税8%時)
- ※**島根県内の健診機関の場合、自己負担額は0円～2,029円です。(消費税10%時)**
- 健診のお申込みは、ご希望の健診機関に直接予約をお願いします。受診の際には「**受診券**」と「**保険証**」が必要です。※受診券は4月にご自宅にお送りしています。
- 健診実施機関や受診方法は、**協会けんぽ島根支部ホームページ**からご確認ください。

【お問い合わせ】

全国健康保険協会(協会けんぽ) 島根支部
保健グループ
☎0852-59-5204
ホームページ検索 協会けんぽ島根自死遺族自助グループ
『しまね分かち合いの会・虹』について

大切な人を自死(自殺)で突然失う衝撃。これ以上つらいことはありません。誰にも話せなかった、悲しみ、苦しみ、痛み、怒りを語り合っています。そこには同じ想いの自死遺族しかいません。安心して分かち合っています。

◆**松江会場**: 10月19日(土)、12月21日(土)
いきいきプラザ島根 …偶数月

◆**出雲会場**: 11月9日(土)、1月11日(土)
出雲市社会福祉センター …奇数月

◆**雲南会場**: 不定期

前半『分かち合いのつどい』
2時～3時30分…遺族だけで分かち合い
後半『遺族のクールダウン茶話会&J交流会』
3時30分～5時…(J交流会:遺族以外の方との情報、意見交換など)
※前半だけ、後半だけのご参加もOKです

◇つどいに参加できない方には、24時間電話相談を受け付けています

【お問い合わせ・相談】

電話 090-4692-5960 (桑原)

こんな症状で悩んでいませんか?
要注意! 3つの症状～

1 眠れない

(疲れているのに眠れない日が2週間以上続く)

2 食欲がない。

3 気分が落ち込む

(朝がひどく、夕方になると少し楽になる)



それは**うつ**かもしれません。
うつには**休養**と**治療**が効果的です。
早めに医療機関や専門機関に相談しましょう。



臨床心理士による『こころの健康相談』

実施日: 毎月第一月曜日(原則)

10月7日/11月11日/12月2日

時 間: 14:00～15:00 (要予約)

場 所: 役場仁多庁舎

連絡先: 健康福祉課健康づくり推進グループ

有線: 31-5145 電話: (0854) 54-2781

奥出雲町農業委員会だより

農地パトロール(利用状況調査)を実施しています

農業委員会では、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止・早期発見を目的に、農地パトロール(農地利用状況調査)を毎年8月～9月に実施しています。調査の際は、地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員が農地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。また、農地法により、調査結果に基づき、遊休農地の所有者の方に、「利用意向調査」を送付する場合があります。これは、遊休農地の利用について所有者の方の意向をお尋ねするものですので、併せてご協力をお願いします。

森林の様相を呈している等、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合は、農地に該当しないと判断し、農地の所有者、法務局、役場税務課へ通知をする場合があります。

農業者年金に加入して老後生活を安心サポート!

次の3つの要件を満たす方であれば、どなたでも加入できます。

- ・年間60日以上農業従事
- ・国民年金1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)
- ・20歳以上60歳未満

☆農業者年金の特徴は・・・

- ・積み立て方式・確定拠出型の公的年金です
- ・加入・脱退も自由です
- ・保険料は全額社会保険料控除が適用されます
- ・保険料はいつでも変更できます(2万円から6万7千円)
- ・特定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助(最大5割)が受けられます。
- ・65歳から終身受け取れます。仮に80歳前に亡くなられた場合も死亡一時金が支払われます。

農業者年金でしっかり積み立て、安心で豊かな老後のために備えましょう

お問い合わせ: 奥出雲町農業委員会事務局 有線: 31-5289 電話: 54-2514



スキマ時間ではじめてみよう!!

受講生募集 受講無料

おくいずもをつくる!! みんなのチャレンジスクール

本スクールは、これからの『おくいずもをつくる』みんなの小さな**チャレンジ**や何かを**やってみたい**を全力でサポートする連続講座です。プレセミナーのみの参加も大歓迎です。

【プレセミナー開講】概要や講座内容を知って頂くためのセミナー&説明会です。

10月3日(木) 19:00～21:00(受付 18:30～)

会場: 奥出雲町役場仁多庁舎1階タウンホール

★空き時間を利用して何かをやりたいシニア層

★子育てしながらチャレンジしたいことがある方などなどにオススメ!

	平日夜コース 18:30～21:00	週末朝コース 9:30～12:00	内容
第1回	11/1(金)	11/2(土)	顔合わせ
第2回	11/29(金)	11/30(土)	あったらいいなを言語化する
第3回	12/27(金)	12/28(土)	社会資源を活かす
第4回	1/31(金)	2/1(土)	プランを具現化してみる
第5回	2/28(金)	2/29(土)	どうやってアクションを起こそうか
報告会	3/22(日)(13:30～16:30)		みんなのチャレンジ報告会

※週末朝コースは、託児つきです。子育て世代の方も安心してご参加いただけます。

お問い合わせ
地域づくり推進課
有線31-5264
電話54-2524